（各清算事務年度に係る貸借対照表）

第三十七条　公益信託の清算受託者は、各清算事務年度（清算開始の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならない。

２　前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

３　公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければならない。

４　前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

（各清算事務年度に係る事務報告）

第三十八条　公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成しなければならない。

２　前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

３　第一項の附属明細書は、同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

附　則

この命令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第六十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十七日

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣　村上誠一郎

改　正　後

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
地域経済循環創造事業交付金	［略］	［略］	［略］
［略］			
社会保障・税番号制度システム整備費補助金			
デジタル基盤改革支援補助金			

改　正　前

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称		
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間（年）
過疎地域等自立活性化推進交付金	［同上］	［同上］	［同上］
地域経済循環創造事業交付金			
［同上］			
選挙人名簿システム改修費補助金			
地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金			